

被災されたみなさまへ

りさい

ひさい

罹災証明書 ・ 被災証明書 申請受付中

古賀市では令和7年8月9日からの大雨で被害を受けた方や事業者を対象に、「罹災証明書」および「被災証明書」の申請を受け付けています。

罹災証明書

申請者が居住する住家が対象

被災証明書

居住を伴わない建物（空き家、店舗、工場）、動産（車など）、門扉、倉庫、カーポートなどが対象

申請できる方

●罹災証明書

被害を受けた住家の居住者または委任を受けた代理人

●被災証明書

被害を受けた非住家や動産の所有者または委任を受けた代理人

申請に必要なもの

- ①申請書類
- ②本人確認書類
- ③被害の程度がわかる写真等
- ④委任状（代理人が申請する場合）

詳細・申請様式はこちらから



申請期限

令和7年
11月21日（金）

時間が経過すると、被害状況を適切に把握できない可能性があります。被害状況が確認できる写真を早めに撮影し、保存しておくようお願いいたします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

＜想定される撮影箇所＞

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

＜イメージ図＞



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

